

該当法令

法第35条

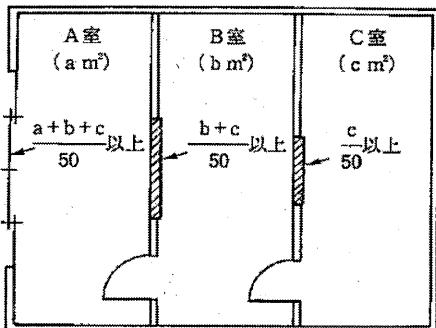
令第126条の2、3

同一防煙区画

間仕切壁の上部が排煙上有効に開放されている場合の2室については、原則として、同一防煙区画とみなすものとする。ただし、「排煙上有効に開放されている」とは、次の条件に該当する場合とする。

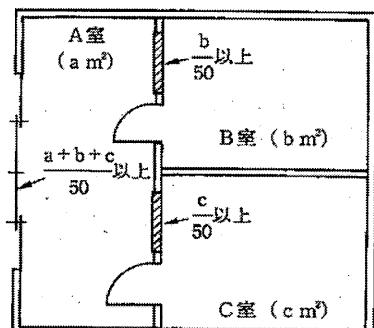
- ①間仕切壁の上部で天井面から50cm下方までの部分が開放されていること。
- ②当該開放部分の面積が排煙を負担する各床面積の50分の1以上であること。

屋外



C室がB室を介して3室となる

屋外



A室とB室、A室とC室を1室とみなす

凡例 a、b、c：各室床面積

■：排煙上有効な開口部（常開）

関連告示	
参考	